

1 背景・経過

- 平成21年7月 山口豪雨災害
 - 土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲
- 平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害
 - 北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲
- 平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け
- 令和2年7月 豪雨災害
 - 熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲



3 進捗状況

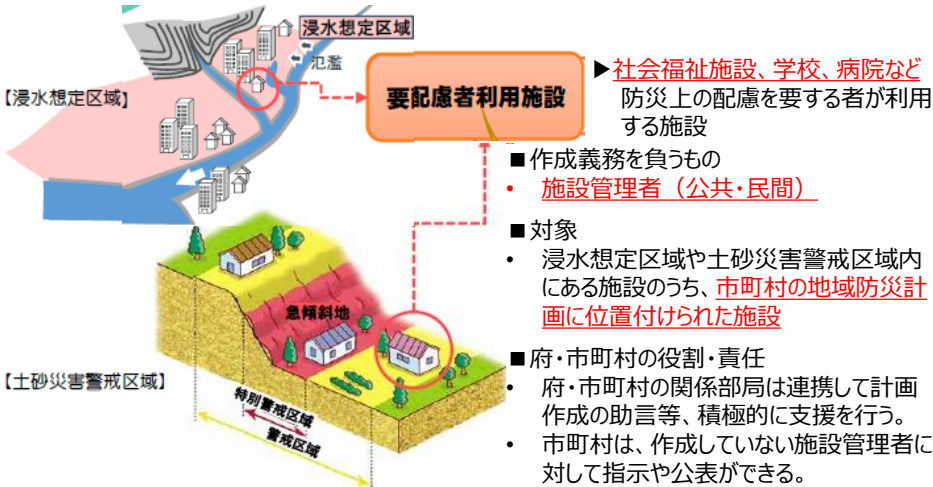
■大阪府内の計画作成、訓練実施状況（令和5年9月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法		合計	
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練
対象施設数	11,326		4,458		376		16,160	
作成・実施済み	10,895	1,092	4,177	165	356	98	15,428	1,355
作成・実施率	96%	10%	94%	4%	95%	26%	95%	8%

【参考】計画作成率の全国平均（令和5年9月末時点）：水防法（洪水）：87%、土砂法：89%
※対象施設数は、令和5年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

2 法令の概要

- 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正
 - ⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正
 - ⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化
 - ⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に



4 今後の展開

- 避難確保計画作成の推進
 - 計画未作成の施設や新たに対象となる施設に対して計画作成を促進
 - ※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続
- 地域防災計画への適切な施設の位置づけ
 - 地域防災計画への位置付けができていない市町村においては速やかに位置付け
- 避難訓練の実施促進
 - 訓練実施、訓練結果報告について、施設への依頼文書等の発出
 - 施設での避難訓練を支援

これらの取組を大阪府も支援

「参考」

国土交通省のHP
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bou-sai-gensai-suibou02.html>

計画作成の手引き、様式、チェックリストのほか、取組みの事例集や避難確保に関するeラーニング教材等、様々な資料を掲載